

新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金

新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響が大きい
山口県内の**食事提供施設の営業維持**への支援金を交付します。

支援金の対象者

次の要件の全てを満たすもの

- 山口県内の食事提供施設を営業する事業者※であること
※**食品衛生許可証**の営業の種類が「**飲食店営業**」(細目がバー、キャバレー、**仮設、その他、自動販売機を除く**)又は「**喫茶店営業**」(細目が**自動販売機を除く**)の許可施設を有する者(令和2年5月1日時点で有効な許可)
- 山口県内に住所(法人にあっては、本店の所在地)を有する者であること
- **県から休業要請した施設を営業する事業者ではないこと**

支援金額

支援金額：**1事業者当たり10万円(定額)**

※複数店舗を運営している場合も1事業者として取扱います

申請方法

- ・ 受付時期 令和2年5月11日(月)～6月30日(火) ※消印有効
- ・ 受付方法 ※感染防止のため、**原則として郵送**
- ・ 申請先 個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所
- ・ 必要書類 ①申請書兼請求書(裏面) ②食品衛生許可証の写し
③振込先口座の金融機関、口座番号、口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※支給決定通知については、支払いをもって代えさせていただきます(振込人の名義は「山口県」)。また、本支援金の対象業種に該当しない場合など、不交付の際は通知させていただきます。

※本支援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還して頂くことになります。